証券コード：7459

株式会社 メディパルホールディングス

第111回
定時株主総会
招集ご通知

議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで

日　時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時

場　所

東京都中央区八重洲二丁目７番15号
当社　３階会議室

会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

議案　取締役11名選任の件

■ 経営理念

流通価値の創造を通じて
人々の健康と社会の発展に貢献します。

■ 経営方針

1. 社会から信頼される活力ある企業文化の創造
2. 株主価値を高める経営とコンプライアンスの徹底
3. 誠実で自由闊達な社風の醸成と創造性に富む人材の育成

■ 事業フィールド

医療と健康、美

■ グループスローガン

元気と、かがやき

■ シンボルマークの紹介

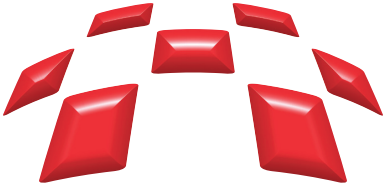

手をつなぐ人々と、調和をイメージしたデザインで、「協調・共生」と「生きるための力強さ」を表現するとともに、お得意様やお取引先と手を携えて成長する企業、多様な方向へ発展していく企業、人間尊重の姿勢をもった企業であることを表現しています。

目　次

■ **第111回定時株主総会招集ご通知**…… 3
議決権行使方法のご案内…… 6

■ **株主総会参考書類**
議案　取締役11名選任の件…… 9

提供書面

■ **事業報告**

1．企業集団の現況
(1) 当事業年度の事業の状況…… 24
(2) 企業集団の財産及び損益の状況…… 30
(3) 重要な親会社及び子会社の状況…… 31
(4) 主要な拠点…… 32
(5) 対処すべき課題…… 33
(6) 主要な事業内容…… 35
(7) 従業員の状況…… 36
(8) 主要な借入先の状況…… 36

2．会社の現況
(1) 株式の状況…… 37
(2) 新株予約権等の状況…… 38
(3) 会社役員の状況…… 39
(4) 会計監査人の状況…… 43
(5) 業務の適正を確保するための体制… 44
(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要…… 47
(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針…… 48

■ **連結計算書類**…… 49

■ **計算書類**…… 52

■ **監査報告書**…… 55

株 主 各 位

(証券コード：7459)
2020年6月1日

東京都中央区八重洲二丁目7番15号
株式会社 メディパルホールディングス
代表取締役社長　渡 辺　秀 一

第111回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、**本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、「議決権行使方法のご案内」（6ページから8ページ）をご参照のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

なお、上記に伴い、本年は、株主総会ご出席の方へのお土産を取りやめさせていただきますので、あらかじめご理解いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日　　時　**2020年6月25日（木曜日）午前10時**

2. 場　　所　東京都中央区八重洲二丁目７番15号

当社　３階会議室

（本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場を変更し、座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第111期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第111期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項　**議案　取締役11名選任の件**

4. 議決権行使に関する事項

⑴ 議決権行使書面において、議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

⑵ インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

⑶ 議決権行使書面とインターネットによる方法を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

5. 株主総会参考書類及び招集ご通知提供書面に関する事項

⑴ 株主総会参考書類並びに本招集ご通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は、9ページから60ページまでに記載のとおりです。
ただし、以下の事項については、法令及び当社定款第17条に基づき、当社ウェブサイト（https://www.medipal.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表
②計算書類の個別注記表
なお、本招集ご通知提供書面は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告書及び監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

⑵ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.medipal.co.jp/）に掲載させていただきます。

以 上

◎お願い

・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.medipal.co.jp/）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申しあげます。

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。）

・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。

◎お知らせ

当日当社では、ノーネクタイ等の軽装（クールビズ）にてご対応させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権の行使には、以下の３つの方法があります。



株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時　2020年６月25日（木曜日）　午前10時

場　所　東京都中央区八重洲二丁目7番15号
当社　３階会議室
会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。



議決権行使書の郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2020年６月24日（水曜日）　午後 5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

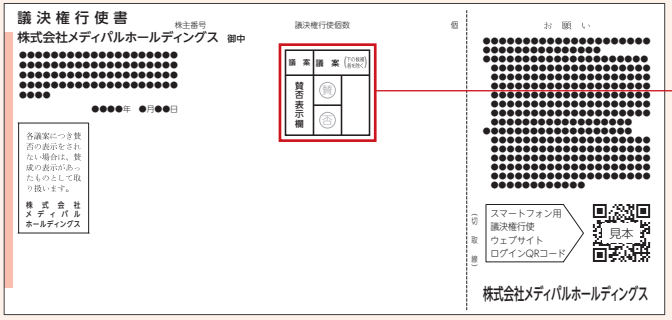

● こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議　案	
全員賛成の場合	「賛」の欄に○印
全員否認する場合	「否」の欄に○印
一部の候補者を否認する場合	「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要となる、
議決権行使コードとパスワードは裏面に記載されています。

【議決権の行使のお取り扱いについて】
議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、
「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分入力分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

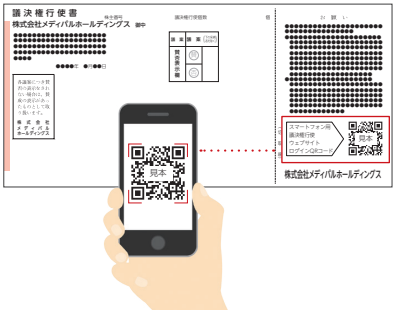

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

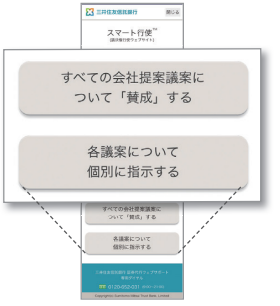

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

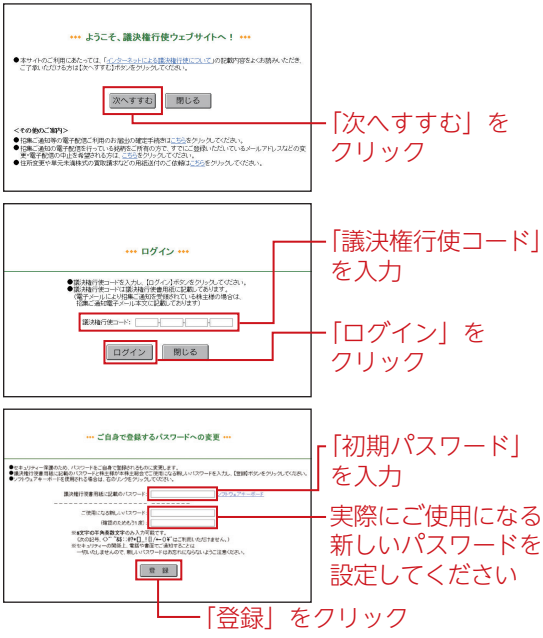

※操作画面はイメージです。

※1 パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
※2 書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案　取締役11名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役　渡辺 秀一、長福 恭弘、依田 俊英、左近 祐史、長谷川 卓郎、渡辺 紳二郎、糟谷 誠一、加々美 光子、浅野 敏雄、昌子 久仁子の10氏全員が任期満了となります。

つきましては、ガバナンス体制の更なる拡充を図るため、社外取締役を１名増員し、取締役11名（うち社外取締役４名）の選任をお願いするものであります。

これにより、取締役の構成は、社外取締役の比率が３分の１以上となり、知識・経験・能力の多様性が広がるものと判断しております。

なお、取締役候補者は、「指名・報酬委員会」（21ページご参照）の答申を受け決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外役員の独立性基準」（23ページご参照）を満たしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	わたなべ　しゅういち 渡辺　秀一		代表取締役社長 （指名・報酬委員会 指名委員）	92% （12回／13回）
2	ちょうふく　やすひろ 長福　恭弘		取締役副社長 医薬事業担当	100% （13回／13回）
3	よだ　としひで 依田　俊英		専務取締役 ＩＲ担当 兼 事業開発本部長 兼 事業開発本部事業投資部長 （指名・報酬委員会 報酬委員）	100% （13回／13回）
4	さこん　ゆうじ 左近　祐史		常務取締役 管理本部長 兼 ＣＳＲ委員会委員長 （指名・報酬委員会 委員）	100% （13回／13回）
5	はせがわ　たくろう 長谷川　卓郎		取締役 事業企画担当	100% （13回／13回）
6	わたなべ　しんじろう 渡辺　紳二郎		取締役 システム本部長	100% （13回／13回）
7	かすたに　せいいち 糟谷　誠一		取締役	90% （9回／10回）
8	かがみ　みつこ 加々美　光子	社外取締役候補者	社外取締役 （指名・報酬委員会 委員）	100% （13回／13回）
9	あさの　としお 浅野　敏雄	社外取締役候補者	社外取締役 （指名・報酬委員会 委員長）	100% （13回／13回）
10	しょうじ　くにこ 昌子　久仁子	社外取締役候補者	社外取締役 （指名・報酬委員会 委員）	100% （13回／13回）
11	みむら　こういち 三村　浩一	新任 社外取締役候補者	―	―

候補者番号 **1**



わたなべ　しゅういち
渡辺 秀一
（1952年4月11日生）

指名・報酬委員会 指名委員

取締役会出席状況
92%（12回／13回）

● 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1979年	8月	クラヤ薬品株式会社（現・当社）入社
1990年	12月	同社取締役
1994年	12月	同社常務取締役
2000年	4月	株式会社クラヤ三星堂（現・当社）取締役
2004年	4月	クラヤ三星堂分割準備株式会社（現・株式会社メディセオ）代表取締役社長
2007年	6月	株式会社メディセオ・パルタックホールディングス（現・当社）常務取締役
2008年	6月	同社専務取締役
2011年	4月	当社代表取締役副社長
2012年	4月	当社代表取締役社長（現任）
	4月	株式会社メディセオ代表取締役会長（現任）

● 候補者とした理由

渡辺秀一氏は、代表取締役社長として当社グループの経営をリードするとともに、取締役会の議長として取締役会を適切に運営し、取締役の業務執行を適切に監督しております。
2012年4月に当社の代表取締役社長に就任以来、既存事業の革新と新規事業の創造をさらに強く推し進めております。
今後も、2019年5月に策定した「2022メディパル中期ビジョン」のもとで、収益基盤のさらなる拡大と持続的な成長を実現していくうえで、当社グループの企業価値向上に資する取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

● 特別の利害関係

渡辺秀一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数　**164,200株**

候補者番号 2



ちょうふく　やすひろ
長福 恭弘
（1954年12月8日生）

取締役会出席状況
100%（13回／13回）

● 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年	4月	株式会社三星堂（現・当社）入社
2004年	7月	株式会社クラヤ三星堂（現・当社）執行役員
2007年	6月	株式会社メディセオ・パルタックホールディングス（現・当社）取締役
2009年	10月	株式会社メディセオ取締役
2010年	6月	同社常務取締役
2012年	4月	同社代表取締役社長（現任）
	6月	当社医薬事業担当（現任）
2016年	6月	当社専務取締役
2019年	6月	当社取締役副社長（現任）

● 候補者とした理由

長福恭弘氏は、当社グループの中核事業である医薬事業に関する深い知見を有し、子会社の株式会社メディセオの代表取締役社長として業務執行に携わり、当社グループの業績向上に取り組んでおります。
今後も、顧客起点のビジネスモデルを構築していくうえで、当社グループの企業価値向上に資する取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

● 特別の利害関係

長福恭弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数　**47,600株**

候補者番号 **3**



依田 俊英（よだ としひで）

（1963年1月8日生）

指名・報酬委員会 報酬委員

取締役会出席状況
100%（13回／13回）

● 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年	4月	日本勧業角丸証券株式会社入社
1989年	5月	ＵＢＳ証券会社入社
1996年	7月	ＩＮＧベアリング証券会社入社
2000年	12月	リーマン・ブラザーズ証券会社入社
2008年	10月	バークレイズ・キャピタル証券株式会社入社 同社マネージングディレクター
2010年	6月	当社取締役
2012年	4月	当社常務取締役 当社ＩＲ担当 兼 事業開発本部長（現任）
2016年	5月	ＳＰＬｉｎｅ株式会社取締役
	5月	メディエ株式会社取締役
	6月	株式会社メディセオ取締役（現任）
2018年	2月	JCR USA, Inc.取締役（現任）
	6月	当社専務取締役（現任）
	6月	ＪＣＲファーマ株式会社社外取締役（現任）
2020年	1月	当社事業開発本部事業投資部長（現任）

● 候補者とした理由

依田俊英氏は、金融業界における医薬品セクターのアナリストとして培った知見を最大限に発揮して、当社グループの新規事業の創造を牽引し、着実にその成果を上げております。
今後も、既存の枠組みにとらわれない新たなビジネスモデルを構築していくうえで、当社グループの企業価値向上に資する取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

● 特別の利害関係

依田俊英氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数　**9,900株**

候補者番号 **4**



左近 祐史（さこん ゆうじ）

（1953年5月8日生）

指名・報酬委員会 委員

取締役会出席状況
100%（13回／13回）

● 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年	4月	株式会社三星堂（現・当社）入社
2008年	7月	株式会社クラヤ三星堂（現・株式会社メディセオ）執行役員
2012年	4月	当社執行役員
	6月	当社取締役
	10月	当社ＣＳＲ委員会委員長（現任）
2013年	6月	当社管理本部長（現任）
2016年	1月	株式会社アステック取締役（現任）
2017年	6月	株式会社MMコーポレーション取締役（現任）
2018年	4月	当社管理本部経営企画・広報部長
	6月	当社常務取締役（現任）
2020年	1月	薬樹ＨＤ株式会社取締役（現任）

● 候補者とした理由

左近祐史氏は、当社グループの業務に精通しており、経営に関する見識と幅広い経験を活かして、管理本部長として、当社グループのガバナンスの確保に努めております。
今後も、ＥＳＧ・ＳＤＧsへの取り組みなどを通じて、持続可能な経済社会の実現に貢献していくうえで、当社グループの企業価値向上に資する取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

● 特別の利害関係

左近祐史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数　**18,900株**

候補者番号 **5**



長谷川 卓郎（はせがわ たくろう）

（1956年7月3日生）

取締役会出席状況
100%（13回／13回）

● 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 8月	王水堂薬品株式会社（現・株式会社エバルス）入社
1990年11月	同社取締役
1991年 4月	オーク薬品株式会社（現・株式会社エバルス）取締役
1997年10月	株式会社エバルス取締役
2004年10月	株式会社メディセオホールディングス（現・当社）取締役（現任）
2009年 6月	株式会社エバルス取締役
2011年 4月	同社代表取締役社長（現任）
2012年10月	当社渉外担当
2019年 6月	当社事業企画担当（現任）

● 候補者とした理由

長谷川卓郎氏は、事業企画担当として、当社グループの事業成長戦略を推進するとともに、子会社の株式会社エバルスの代表取締役社長として業務執行に携わり、当社グループの業績向上に取り組んでおります。
今後も、事業企画を推進していくうえで、当社グループの企業価値向上に資する取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

● 特別の利害関係

長谷川卓郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数　**136,905株**

候補者番号 6



わたなべ　しんじろう
渡辺 紳二郎
(1972年10月28日生)

取締役会出席状況
100%（13回／13回）

● 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2008年 9月 株式会社アトル入社
2009年 6月 同社取締役
2013年 4月 同社代表取締役社長(現任)
2013年 6月 当社取締役(現任)
2016年 6月 当社ＩＴ事業担当
2018年 4月 当社システム担当
10月 当社システム本部長(現任)

● 候補者とした理由

渡辺紳二郎氏は、システム本部長として、当社グループのシステムを統括するとともに、子会社の株式会社アトルの代表取締役社長として業務執行に携わり、当社グループの業績向上に取り組んでおります。
今後も、デジタルヘルスケア分野における新たな価値を提供していくうえで、当社グループの企業価値向上に資する取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

● 特別の利害関係

渡辺紳二郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数　**25,000株**

候補者番号 **7**



かすたに　せいいち
糟谷 誠一
(1962年９月22日生)

取締役会出席状況
90%（9回／10回）

● 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年	4月	株式会社パルタック (現・株式会社ＰＡＬＴＡＣ)入社
2011年	6月	同社執行役員横浜支社長
2013年	4月	同社常務執行役員横浜支社長
2014年	6月	同社取締役常務執行役員横浜支社長
2016年	6月	同社常務執行役員営業本部長
2017年	6月	同社取締役専務執行役員 営業本部長
2018年	4月	同社取締役副社長執行役員 営業統括本部長
	12月	同社代表取締役社長 兼 ＣＯＯ 営業統括本部長
2019年	4月	同社代表取締役社長 兼 ＣＯＯ (現任)
2019年	6月	当社取締役（現任）

● 候補者とした理由

糟谷誠一氏は、当社グループの主要事業である化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業における豊富な経験を有し、子会社の株式会社ＰＡＬＴＡＣの代表取締役社長として業務執行に携わり、当社グループの業績向上に取り組んでおります。
今後も、同社が中期経営計画を着実に展開していくことで、当社グループの企業価値向上に資する取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

● 特別の利害関係

糟谷誠一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数　**－株**

候補者番号 8



加々美 光子（かがみ みつこ）

（1958年5月18日生）

社外取締役候補者

指名・報酬委員会 委員

取締役会出席状況
100%（13回／13回）

● 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年	4月	東京地方裁判所判事補
1988年	4月	秋田地方・家庭裁判所判事補
1991年	4月	横浜地方裁判所判事補
1995年	1月	弁護士登録
1998年	4月	慶應義塾大学法学部非常勤講師
2000年	4月	桐蔭横浜大学法学部非常勤講師
2004年	4月	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
2007年	4月	同大学大学院法務研究科非常勤講師
2014年	6月	当社社外取締役（現任）
2015年	6月	相鉄ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）

● 候補者とした理由

加々美光子氏は、弁護士業務を通じて培われた豊富な経験及び企業法務の専門的な知識をもとに、当社の取締役会において、幅広い見地からのご意見をいただいており、今後もかかる知見を当社の経営の監督に反映していただくため、引き続き、社外取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

● 特別の利害関係

加々美光子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数　**900株**

独立性に関する事項

・当社は、加々美光子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
・加々美光子氏は、加々美法律事務所の所属弁護士であります。なお、当社と同所との間には役務提供等の取引関係はありません。
・当社グループでは、加々美光子氏が現に社外取締役を務めている相鉄ホールディングス株式会社との間には取引関係はありません。

社外取締役としての在任期間

・６年（本株主総会終結時）

その他特記事項

・当社は、加々美光子氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合は、同氏との間に当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 9



あさの　としお
浅野 敏雄

（1952年12月4日生）

社外取締役候補者

指名・報酬委員会 委員長

取締役会出席状況
100%（13回／13回）

● 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年	4月	旭化成株式会社入社
2003年	10月	旭化成ファーマ株式会社執行役員
2008年	4月	同社取締役 兼 常務執行役員
2010年	4月	同社代表取締役社長 兼 社長執行役員
2011年	4月	旭化成株式会社執行役員
2014年	4月	同社社長執行役員
2014年	6月	同社代表取締役社長
2016年	4月	同社取締役
	6月	同社常任相談役（現任）
	8月	当社顧問
2017年	6月	当社社外取締役（現任）
2019年	6月	株式会社ダイセル社外取締役（現任）
	6月	東京センチュリー株式会社社外取締役（現任）

● 候補者とした理由

浅野敏雄氏は、旭化成ファーマ株式会社及び旭化成株式会社の代表取締役社長等を歴任され、会社の経営に関与された豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の取締役会において、客観的、専門的見地から有益なご意見、適切なご助言をいただくとともに、指名・報酬委員会の委員長として、コーポレートガバナンスの充実にご尽力をいただいており、引き続き、社外取締役として適任であると判断いたしました。

● 特別の利害関係

浅野敏雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数　**2,600株**

独立性に関する事項

- 当社は、浅野敏雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- 当社グループでは、浅野敏雄氏が過去に代表取締役社長を務めていた旭化成株式会社の子会社である旭化成ファーマ株式会社との間で、医薬品等の仕入等に関する取引がありますが、当社グループとの取引額は、当社グループの連結売上高の２％未満であることから、同氏は独立性を有するものと判断しております。
- 当社グループでは、浅野敏雄氏が現に社外取締役を務めている株式会社ダイセルとの間で、商品仕入に関する取引がありますが、当社グループとの取引額は、当社グループの連結売上高の２％未満であることから、同氏は独立性を有するものと判断しております。
- 当社グループでは、浅野敏雄氏が現に社外取締役を務めている東京センチュリー株式会社との間で、商品販売等に関する取引がありますが、当社グループとの取引額は、当社グループの連結売上高の２％未満であることから、同氏は独立性を有するものと判断しております。

社外取締役としての在任期間

- ３年（本株主総会終結時）

その他特記事項

- 当社は、浅野敏雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合は、同氏との間に当該契約を継続する予定であります。
- 浅野敏雄氏の旭化成株式会社社長在任中の2015年10月に、旭化成株式会社の子会社の旭化成建材株式会社による杭工事施工データ流用等の問題を公表し、2016年1月に、旭化成建材株式会社は建設業法に基づく監督処分等を受けました。当該工事は、同氏が旭化成株式会社の役員に就任する以前に施工されたものですが、同氏は、当該問題を厳粛に受け止め、親会社の社長として、社内外に調査委員会を発足させ、原因究明と再発防止策の策定にあたりました。

候補者番号 **10**



昌子 久仁子（しょうじ くにこ）

（1954年1月8日生）

社外取締役候補者

指名・報酬委員会 委員

取締役会出席状況
100%（13回／13回）

● 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年	4月	持田製薬株式会社入社
1986年	7月	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社入社
2002年	9月	テルモ株式会社入社
2004年	6月	同社執行役員
2007年	6月	同社上席執行役員
2010年	6月	同社取締役上席執行役員
2017年	4月	同社取締役顧問
	6月	同社顧問
2018年	6月	当社社外取締役（現任）
	6月	株式会社ニチレイ社外取締役（現任）
2019年	3月	ＤＩＣ株式会社社外取締役（現任）
	4月	神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科教授（現任）

● 候補者とした理由

昌子久仁子氏は、テルモ株式会社の取締役等を歴任されるとともに、同社の薬事部門や臨床開発部門の責任者を担ってこられ、かかる豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の取締役会において、客観的、専門的見地から有益なご意見、適切なご助言をいただいており、引き続き、社外取締役として適任であると判断いたしました。

● 特別の利害関係

昌子久仁子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数　**－株**

独立性に関する事項

- 当社は、昌子久仁子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- 当社グループでは、昌子久仁子氏が過去に取締役を務めていたテルモ株式会社との間で、医療機器等の仕入等に関する取引がありますが、当社グループとの取引額は、当社グループの連結売上高の２％未満であることから、同氏は独立性を有するものと判断しております。
- 当社グループでは、昌子久仁子氏が現に社外取締役を務めている株式会社ニチレイとの間で、商品仕入に関する取引がありますが、当社グループとの取引額は、当社グループの連結売上高の２％未満であることから、同氏は独立性を有するものと判断しております。
- 当社グループでは、昌子久仁子氏が現に社外取締役を務めているＤＩＣ株式会社との間で、商品販売に関する取引がありますが、当社グループとの取引額は、当社グループの連結売上高の２％未満であることから、同氏は独立性を有するものと判断しております。
- 昌子久仁子氏は、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科教授を務めておりますが、当社と同大学との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役としての在任期間

- ２年（本株主総会終結時）

その他特記事項

- 当社は、昌子久仁子氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合は、同氏との間に当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 **11**



みむらこういち
三村 浩一
(1957年10月8日生)

新任

社外取締役候補者

取締役会出席状況
－

● 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年10月	住友スリーエム株式会社（現・スリーエム ジャパン株式会社）入社
2006年 2月	スリーエム インドネシア代表取締役社長
2009年 2月	住友スリーエム株式会社（現・スリーエム ジャパン株式会社）執行役員/取締役 工業用マーケット担当
2010年 3月	同社取締役工業用及び自動車マーケット担当
2012年 4月	同社代表取締役社長 スリーエムヘルスケア株式会代表取締役社長
2014年 9月	スリーエム ジャパン株式会社代表取締役社長
2016年 9月	3M本社,Vice President,Electronics Assembly Solutions
2018年11月	3MAsia Pacific,Transportation and Electonics Business担当 Business Director

● 候補者とした理由

三村浩一氏は、スリーエムインドネシア代表取締役社長、スリーエム ジャパン株式会社の代表取締役社長等を歴任され、また、スリーエム米国本社のグローバルエレクトロニクス事業のビジネス担当役員を務められました。かかるグローバルな経営に関与された豊富な経験と幅広い見識を当社の経営の監督に反映していただくため、社外取締役として適任であると判断いたしました。

● 特別の利害関係

三村浩一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数　**－株**

独立性に関する事項

・三村浩一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
・当社グループでは、三村浩一氏が過去に代表取締役社長を務めていたスリーエム ジャパン株式会社との間で、医療機器等の仕入等に関する取引がありますが、当社グループとの取引額は、当社グループの連結売上高の２％未満であることから、同氏は独立性を有するものと判断しております。

その他特記事項

・三村浩一氏が選任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。

以上

【ご参考】

＜指名・報酬委員会＞

1．目的

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として、任意の「指名・報酬委員会」を設置するものであります。

2．役割

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

⑴ 指名に関する事項

① 取締役の選任・解任の方針
② 取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
③ 代表取締役の選定・解職に関する事項
④ 役付取締役の選定・解職に関する事項
⑤ 後継者計画に関する事項

⑵ 報酬に関する事項

① 取締役の報酬等に関する方針
② 取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
③ 取締役の個人別の報酬に関する事項

⑶ その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

3．構成

指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された３名以上の委員で構成し、委員の過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めます。

＜取締役の選任方針＞

① 取締役の選任方針

当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に資するため、コンプライアンスに誠実かつ率先垂範して取り組み、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を取締役として選任することを基本方針とします。

ａ）社内取締役

企業経営、ヘルスケア、M&A、ガバナンス、ＩＴ等に関する業務経歴、能力を有し、経営の意思決定および業務執行の監督に携わる者として、当社グループの経営理念の実現に相応しいリーダーシップ、中長期的視野を持つ者の中から、人格、経験等も総合的に勘案し、候補者とします。

ｂ）社外取締役

企業経営、ヘルスケア、財務・会計、法務、国際等に関する知見および豊富な経験を有する者の中から、人格、他社役員の兼任状況等を総合的に勘案し、候補者とします。

なお、原則として、通算任期は、最長８年もしくは12年（監査役の任期４年×２期もしくは３期）までとし、現に４社以上の上場会社の役員に任ぜられていないことを要件とします。

また、別に定める独立性の要件に該当しない場合でも、高い見識、高度な倫理観を有する者を社外取締役候補者とすることができるものとします。ただし、この場合であっても、独立社外取締役の比率は３分の１以上とします。

② 取締役の選任手続き

取締役候補者は、指名・報酬委員会（委員の過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めます）による審議、答申を経て、取締役会で決議のうえ、株主総会に付議することとします。

代表取締役および役付取締役の選定についても、指名・報酬委員会による審議、答申を経て、取締役会で選定することとします。

③ 取締役の解任手続き

取締役が法令または定款に違反する行為を行った場合、または、職務懈怠等により、その機能を十分に発揮していないと認められる場合には、指名・報酬委員会による公正かつ厳格な審議を経たうえで、取締役会にて審議を行います。

＜社外役員の独立性基準＞

当社は、社外取締役および社外監査役またはその候補者が、以下のいずれにも該当しない場合には、独立性を有しているものと判断しております。

① 当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者※
※業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。

② 当社グループの主要な借入先※またはその業務執行者
※主要な借入先とは、当社グループの借入金残高が連結総資産の２％以上に相当する金融機関をいう。

③ 当社グループの主要な取引先※またはその業務執行者
※主要な取引先とは、当社との年間取引金額が連結売上高の２％以上に相当する取引先をいう。

④ 当社の大株主※またはその業務執行者
※大株主とは、総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額※の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
※多額とは、過去３事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の年間総収入金額の２％以上の額をいう。

⑦ 当社グループから多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）

⑧ 当社グループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者

⑨ 上記②から⑧に、過去５年間において該当していた者

⑩ 上記②から⑧に該当する者（重要な地位にある者※1に限る）の近親者等※2
※1 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、部長格以上の業務執行者またはこれらに準じる者をいう。
※2 近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1．企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策の効果、雇用・所得環境の改善などにより、緩やかな回復基調で推移したものの、足元では新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により経済活動が抑制されるなど、厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは医薬品や日用品を扱う事業者として、事業の継続を求められております。いつ、いかなるときも安定的に商品の供給を行うことを使命として、人々の生命と暮らしを支えるべく、全力を挙げて取り組んでおります。

当社グループでは「医療と健康、美」の流通で社会に貢献する新しい卸の形をめざし、社会環境の変化を見据えたビジョン**「２０２２メディパル中期ビジョン Change the 卸 Future ― 未来への変革」**を新たに策定し、2019年５月15日に発表いたしました。既存事業のさらなる革新を進めるとともに、新規事業は「創造」から「拡大」へとステップアップいたしました。同時に、様々な分野の企業とのパートナーシップを通じて社会と顧客に貢献する新たな枠組みを構築し、収益基盤のさらなる拡大と持続的な成長を目指しております。

この取組みの一環として、2019年８月、医薬品流通に関する最新かつ最適なプラットフォームの構築を目的に、三菱倉庫株式会社（東京都中央区）と業務提携契約を締結するとともに、同社の医薬品専門運送子会社であるＤＰネットワーク株式会社（埼玉県八潮市）へ出資いたしました。同年11月、Promethera Biosciences S.A.（ベルギー王国 モン・サン・ギベール市、以下、プロメセラ）と業務提携契約を締結いたしました。当社グループの持つ超低温下での細胞医薬品の流通に関する機能とノウハウを活用し、プロメセラの革新的な開発製品の治験段階から上市後の供給に至るまでの安定的な流通体制の構築を目指しております。また、2020年３月、心筋再生医療の早期事業化に取り組むHeartseed株式会社（東京都新宿区、以下、Heartseed）と資本業務提携を行いました。本提携に伴い、当社と当社の連結子会社であるＳＰＬｉｎｅ株式会社（東京都中央区）とHeartseedは治験流通に関する共同研究を開始いたしました。

当連結会計年度における経営成績は、売上高３兆２,５３０億７９百万円（前期比２.２％増）、営業利益は５３１億９百万円（前期比６.６％増）、経常利益は６８０億２０百万円（前期比６.４％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は３７９億６８百万円（前期比１０.５％増）となりました。

医療用医薬品等卸売事業



売上高
2兆1,418億円
（前期比 1.8%増 ↗）

営業利益
260億54百万円
（前期比 16.0%増 ↗）

売上高の推移

（単位:百万円）

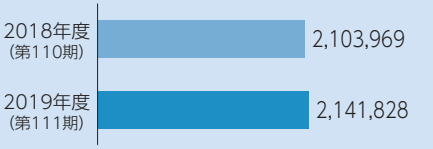

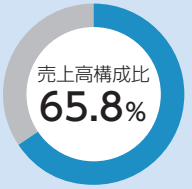

医療用医薬品等の販売は、2019年10月に実施された消費税率の引き上げに伴う薬価改定の影響があったものの、抗がん剤をはじめとする新薬が伸長したことにより、堅調に推移いたしました。新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、お得意様と従業員の安全を確保しながら、全国物流センターの相互連携によるバックアップ体制の構築や商品在庫の充実などを通じ、医薬品等の安定供給を継続しております。また、従業員の感染予防、車両、設備の洗浄及び消毒の徹底など、防疫の専門家等の指導のもとさまざまな対策を講じております。

本事業では、国民にとって安全・安心な医療を支える社会インフラとして、製薬企業から患者さんに至るまでのサプライチェーン全体の最適化・効率化を図るべく、卸機能を最大限に発揮するためのさまざまな取組みを行ってまいりました。

物流基盤の強化については、高品質・高機能かつ災害対策を施したＡＬＣ※1・ＦＬＣ※2の全国展開を進めており、当社の完全子会社である株式会社メディセオ（東京都中央区）の「関東ＡＬＣ」（埼玉県加須市）は2019年６月より順調に稼働しております。また、厳格な温度管理が必要な再生医療等製品などを安全・安心・効率的にお届けする目的で、超低温を含む全温度帯に対応できる物流プラットフォームを構築しております。

営業面の強化については、約2,400名のＭＲ認定試験合格者をＡＲ※3として任命し、高い専門知識とスキルを活かした情報提供活動に取り組んでおります。

デジタルヘルスケア分野での新たな取組みについては、メディカル・データ・ビジョン株式会社（東京都千代田区）と、その子会社である株式会社Doctorbook（東京都千代田区）との協業により、医療情報ポータルサイト「Clinical Cloud by MEDIPAL」を展開し、30,000人を超える医療従事者へ最先端の医療情報を提供しております。

厚生労働省が策定した「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」に基づき、個々の製品特性と価値に見合った価格交渉を行っております。

さらに、2019年４月に信頼性統括部を設置し、医薬品の適正使用を推進するとともに、厳格な温度管理が必要な医薬品などの流通管理の実現に努めております。

これらの結果、医療用医薬品等卸売事業における売上高は２兆１,４１８億２８百万円（前期比１.８％増）、営業利益は２６０億５４百万円（前期比１６.０％増）となりました。

【用語解説】
※１ ＡＬＣ（Area Logistics Center）とは、医療用医薬品や医療材料などを扱う高機能物流センターで、主に調剤薬局、病院、診療所に商品を供給しております。
※２ ＦＬＣ（Front Logistics Center）とは、ＡＬＣと連携して、顧客に近い場所で商品の安定供給を支える営業兼物流拠点であります。
※３ ＡＲ（Assist Representatives）とは、ＭＲ認定試験に合格したＭＳ（医薬品卸売業の営業担当者）や薬剤師などに付与した社内呼称であります。

化粧品･日用品、一般用医薬品卸売事業



売上高
1兆 464 億円
（前期比 3.1%増 ↗ ）

営業利益
246億81百万円
（前期比 2.7%減 ↘ ）

売上高の推移



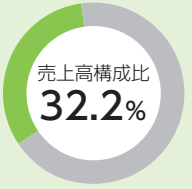

化粧品・日用品、一般用医薬品の販売は、人手不足による人件費や物流費の上昇が続くなかで、台風や大雨などの度重なる自然災害、消費税率の引上げに伴う消費者マインドの変化、そして第４四半期以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響を受けることとなりました。足下の動向としては、インバウンド需要が大幅に減少する一方で、感染防止に関連した商品の需要が急激に増加しております。また、紙製品などにおいては一時的かつ急激な需要増加があり、需給や配送において、調整の取りづらい状況が続いております。当社の連結子会社である株式会社ＰＡＬＴＡＣ（大阪市中央区）は、日々の生活に欠かせない必需品を取り扱っており、かかる環境下における商品の安定供給などサプライチェーンの維持・継続に向けた事業の重要性はさらに高まるものと考えております。

このような環境の中、同社では、社会的な使命を果たすべく、「顧客満足の最大化と流通コストの最小化」をコーポレートスローガンに、人々の生活に密着した「美と健康」に関する商品をフルラインで提供する中間流通業として、サプライチェーン全体の最適化・効率化をめざした取組みを行っております。また、小売業の効果的な品揃えや販売活動を支援する営業体制の強化、及び安心・安全で高品質・ローコスト物流機能の強化を図り、平時はもとより有事の際にも「安定供給」できる体制により、小売業ひいては消費者の皆さまへローコストかつ安定的に商品をお届けする取組みを行っております。

今期は、首都圏での出荷能力増強とＡＩ・ロボット等を活用した新物流モデルの展開による飛躍的な生産性向上を目的とした「ＲＤＣ※1埼玉」（埼玉県北葛飾郡杉戸町）を2019年11月に稼働させたほか、2020年３月には、首都圏における最適出荷体制の構築と経営資源の有効活用による資産の効率化を図るため「ＲＤＣ東京」（千葉県浦安市）を売却いたしました。

また、2019年10月に営業組織を改革・強化いたしました。企業間の相互協力による取組みを強化し、サプライチェーン全体の生産性向上を視野に「コストの利益化」を推進するためのＳＣＭ※2本部の設置、及び消費者に商品がわたる店頭を重視した取組み強化と、店頭における情報を活用・フィードバックすることによる商談の品質向上を担う店舗支援本部を設置いたしました。

これらの結果、化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業における売上高は１兆４６４億１２百万円（前期比３.１％増）、営業利益は２４６億８１百万円（前期比２.７％減）となりました。

【用語解説】 ※１ ＲＤＣ（Regional Distribution Center）とは、化粧品・日用品、一般用医薬品などを扱う大型物流センターで、小売業に商品を供給しております。
※２ ＳＣＭ（Supply Chain Management）とは、生産された商品が消費者にわたるまでの流通過程全体を視野に、商品や情報等の流れを最適化・効率化するための手法のことをいいます。

動物用医薬品・食品加工原材料等卸売事業



売上高
684億 5百万円
（前期比 3.3%増 ↗ ）

営業利益
19億79百万円
（前期比 23.1%増 ↗ ）

売上高の推移



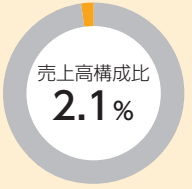

動物用医薬品の販売は、畜産向け市場においてワクチンや飼料添加物の積極的な取組みを行ったこと、また、コンパニオンアニマル※向け市場における独自の動物病院向けＷＥＢ発注情報システム「ＭＰ＋（エムピープラス）」の利用拡大や、自社企画品の取組みなどにより、堅調に推移いたしました。

食品加工原材料の販売は、提案営業の推進により新規取引が拡大し、堅調に推移いたしました。

これらの結果、動物用医薬品・食品加工原材料等卸売事業における売上高は６８４億５百万円（前期比３.３％増）、営業利益は１９億７９百万円（前期比２３.１％増）となりました。

【用語解説】 ※ コンパニオンアニマルとは、伴侶動物とも表現され、日常生活の中で人とより密接な関係を保つような動物を指しております。

（注）セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

② 設備投資の状況

当社グループの設備投資は、総額293億21百万円であり、主なものは、「ＲＤＣ埼玉」の建設などであります。

③ 資金調達の状況

当社グループにおいて、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,930億円の当座貸越契約を締結しております。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第108期 自 2016年4月 至 2017年3月	第109期 自 2017年4月 至 2018年3月	第110期 自 2018年4月 至 2019年3月	第111期 自 2019年4月 至 2020年3月
売上高 (百万円)	3,063,900	3,146,314	3,181,928	**3,253,079**
営業利益 (百万円)	39,650	44,260	49,827	**53,109**
経常利益 (百万円)	53,360	57,349	63,914	**68,020**
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	29,011	34,780	34,359	**37,968**
1株当たり当期純利益	128円12銭	154円13銭	154円09銭	**175円80銭**
総資産 (百万円)	1,525,912	1,618,819	1,617,911	**1,644,279**
純資産 (百万円)	521,165	572,656	592,848	**607,424**

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を第110期の期首から適用しており、第109期に係る財産の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

売上高 (単位:百万円)

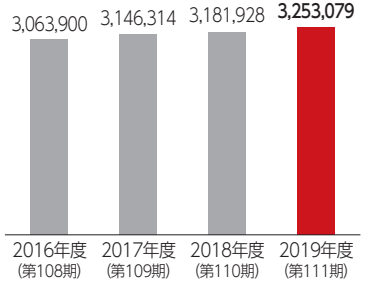

経常利益 (単位:百万円)

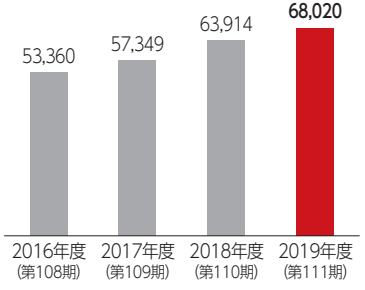

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)

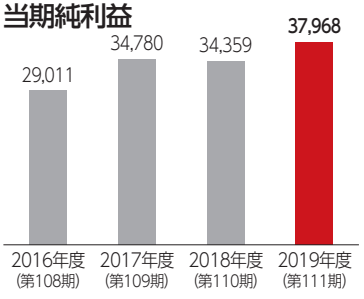

(3) 重要な親会社及び子会社の状況（2020年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業の内容
株式会社メディセオ	100	100.00	医療用医薬品、医療機器、医療材料、臨床検査試薬等の販売（北海道、東北、関東、中部・北陸、近畿エリア）
株式会社エバルス	1,510	100.00	医療用医薬品、医療機器、医療材料、臨床検査試薬等の販売（中国エリア）
株式会社アトル	3,965	100.00	医療用医薬品、医療機器、医療材料、臨床検査試薬等の販売（九州・沖縄エリア）
ＳＰＬｉｎｅ株式会社	100	100.00	スペシャリティ医薬品の流通企画
株式会社MMコーポレーション	100	100.00	医療機器、医療材料等の販売
株式会社アステック	10	100.00	医療機器、医療材料等の販売
株式会社ＭＶＣ	100	100.00	医療機器、医療材料等の販売
メディエ株式会社	14	100.00	医療材料データベースの構築、医療施設向け物品マスターの作成
株式会社エム・アイ・シー	10	100.00	医療事務員の養成・派遣、医療事務業務の受託、医療経営コンサルタント
株式会社トリム	90	100.00	損害保険代理店業、生命保険の募集に関する業務
株式会社ＰＡＬＴＡＣ	15,869	50.17	化粧品・日用品、一般用医薬品の販売
ＭＰアグロ株式会社	44	100.00	動物用医薬品、飼料添加物等の販売
メディパルフーズ株式会社	60	100.00	食品加工原材料、食品添加物等の販売

（注）1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2. 株式会社トリムは、2020年４月１日付で株式会社メディパル保険サービスに商号を変更しております。

(4) 主要な拠点（2020年3月31日現在）

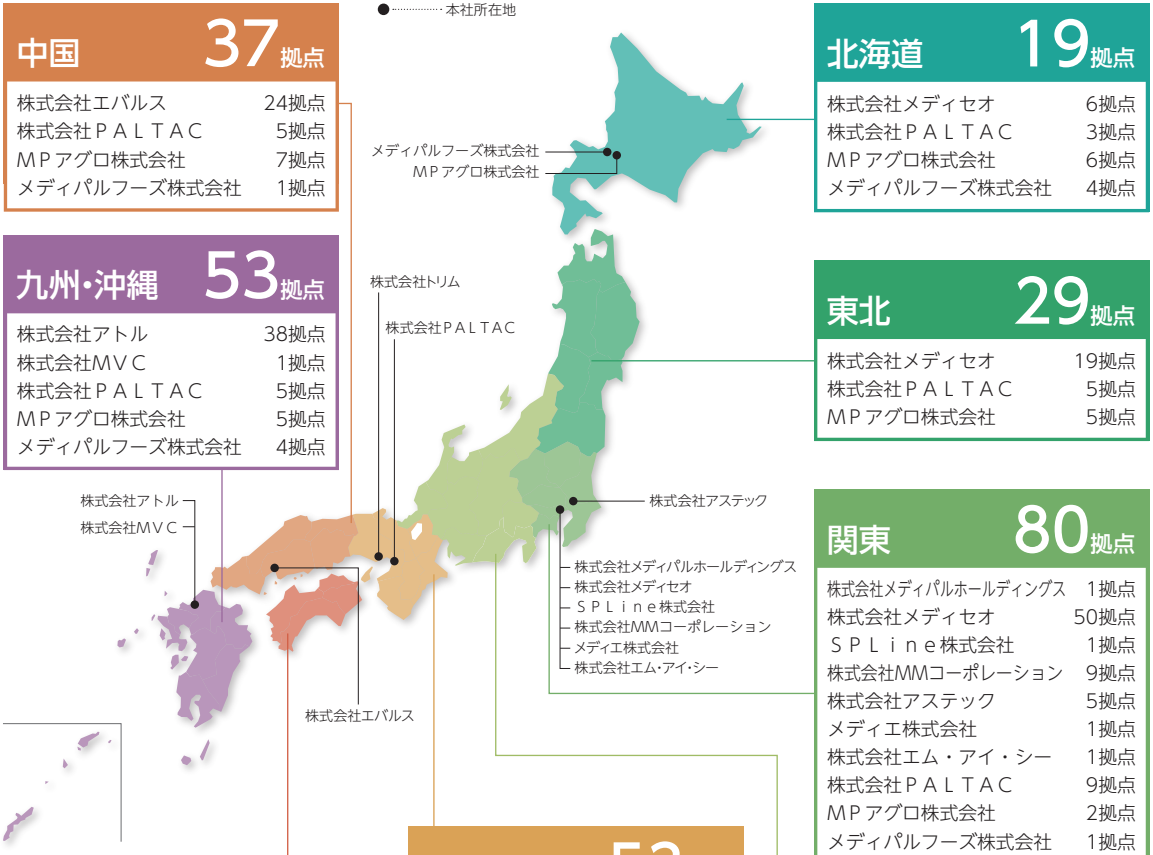

中国 37拠点

株式会社エバルス	24拠点
株式会社ＰＡＬＴＡＣ	5拠点
ＭＰアグロ株式会社	7拠点
メディパルフーズ株式会社	1拠点

九州・沖縄 53拠点

株式会社アトル	38拠点
株式会社ＭＶＣ	1拠点
株式会社ＰＡＬＴＡＣ	5拠点
ＭＰアグロ株式会社	5拠点
メディパルフーズ株式会社	4拠点

四国 8拠点

株式会社ＰＡＬＴＡＣ	4拠点
ＭＰアグロ株式会社	4拠点

北海道 19拠点

株式会社メディセオ	6拠点
株式会社ＰＡＬＴＡＣ	3拠点
ＭＰアグロ株式会社	6拠点
メディパルフーズ株式会社	4拠点

東北 29拠点

株式会社メディセオ	19拠点
株式会社ＰＡＬＴＡＣ	5拠点
ＭＰアグロ株式会社	5拠点

関東 80拠点

株式会社メディパルホールディングス	1拠点
株式会社メディセオ	50拠点
ＳＰＬｉｎｅ株式会社	1拠点
株式会社MMコーポレーション	9拠点
株式会社アステック	5拠点
メディエ株式会社	1拠点
株式会社エム・アイ・シー	1拠点
株式会社ＰＡＬＴＡＣ	9拠点
ＭＰアグロ株式会社	2拠点
メディパルフーズ株式会社	1拠点

近畿 53拠点

株式会社メディセオ	37拠点
株式会社MMコーポレーション	4拠点
株式会社トリム	1拠点
株式会社ＰＡＬＴＡＣ	9拠点
ＭＰアグロ株式会社	2拠点

中部・北陸 33拠点

株式会社メディセオ	26拠点
株式会社ＰＡＬＴＡＣ	7拠点

(注) 1. 上記拠点数は、営業拠点及び物流拠点を算定したものであり、同一住所に複数の拠点がある場合は、１拠点として算定しております。
2. 株式会社トリムは、2020年４月１日付で株式会社メディパル保険サービスに商号を変更しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループの各事業が取り扱う商品は、国民の安全・安心な暮らしに欠かすことのできないものであり、平時・有事を問わず、常に安定的な供給が求められております。新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況にありますが、引き続き社会インフラとしての役割を果たしてまいります。同時に、**「２０２２メディパル中期ビジョン Change the 卸 Future － 未来への変革」**に沿った取組みを、各事業において継続し、収益基盤の拡大と持続的な成長を実現してまいります。

「医療用医薬品等卸売事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、社会や顧客の期待にお応えできる、安全で安定した価値ある医薬品等の流通を提供してまいります。

また、引き続き流通改善ガイドラインに沿った価格交渉に努めるとともに、ＡＬＣを核とした高度な物流機能の活用により、顧客と当社グループ双方の生産性向上と社会への貢献をめざしてまいります。あわせて、ＡＲによる情報提供活動や製造販売後調査（ＰＭＳ）の拡充、デジタルヘルスケア分野での新たな取組み等により、収益基盤の強化に努めてまいります。

さらに、販売情報提供活動ガイドラインや医薬品の適正流通（ＧＤＰ）ガイドラインの遵守を通じ、適正使用の推進並びに、高い品質管理に基づく流通の実現に努めてまいります。

「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症による消費者マインドの変化や外出自粛をはじめとした生活スタイル変容の動向及びその終息時期について、見通しが極めて困難な状況にあります。しかしながら、生活必需品の中間流通を担う事業として、どのような状況であっても、消費者の皆さまの豊かで快適な生活の実現に貢献するために、お取引先及び従業員の安全に細心の注意を払いつつ、安定的かつ効率的に商品をお届けすることに取り組んでまいります。

あわせて、サプライチェーンにおける企業同士の連携をより強固にする取組みや、新物流モデルの安定稼働に向けた取組みなどを進め、人手不足をはじめとした流通における課題の解決に継続して取組み、持続的成長に向けた事業基盤の強化に努めてまいります。

「動物用医薬品・食品加工原材料等卸売事業」につきましては、全国展開の強みを生かした営業を推進するとともに、今後の市場環境の変化を見据え、経営基盤の強化と顧客サービスの充実に努めてまいります。

なお、当社連結対象の完全子会社である株式会社メディセオは、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）を発注者とする医療用医薬品の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2019年11月、公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。

当社といたしましては、株式会社メディセオとともに、この度の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、公正取引委員会の検査に全面的に協力しております。また、今後は、当社グループのさらなる法令遵守の徹底、内部統制の充実に努めてまいります。

また、当社は、2020年３月、取締役会の諮問機関として、任意の「指名・報酬委員会」を設置いたしました。これにより、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、当社を中核として、医薬品、化粧品・日用品等の販売やサービスの提供を主とする事業活動を展開しております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要取扱品等
医療用医薬品等卸売事業	医療用医薬品、医療機器、臨床検査試薬
化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業	化粧品、日用品、一般用医薬品
動物用医薬品・食品加工原材料等卸売事業	動物用医薬品、食品加工原材料・食品添加物

(7) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
医療用医薬品等卸売事業	10,691 [2,621]名	232名減 [26名減]
化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業	2,196 [5,051]名	11名減 [45名減]
動物用医薬品・食品加工原材料等卸売事業	538 [110]名	9名減 [3名増]
全社（共通）	174 [12]名	17名減 [1名減]
合　計	13,599 [7,794]名	269名減 [69名減]

（注）1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記従業員数の中に、使用人兼務取締役は含んでおりません。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。
4. 臨時雇用者数は当連結会計年度の平均人員数であり、[ ]内に外数で記載しております。
なお臨時雇用者数には、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
169名	16名減	46.2歳	18.3年

（注）1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記従業員数の中に、使用人兼務取締役は含んでおりません。
3. 上記従業員数の中に、執行役員5名は含んでおりません。
4. 上記平均勤続年数の算定にあたり、受入出向者については、出向元と当社での勤続年数を通算しております。
5. 持株会社である当社の従業員数は、上記①の「全社（共通）」として記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額（百万円）
株式会社みずほ銀行	930
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	930
株式会社三井住友銀行	575

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数　900,000,000株
② 発行済株式の総数　244,524,496株
③ 株主数　11,013名
④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,711	6.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,309	3.96
MPグループメディセオ従業員持株会	6,943	3.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・エーザイ株式会社退職給付信託口）	5,845	2.78
小林製薬株式会社	5,074	2.42
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部）	4,359	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	4,326	2.06
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一三共口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	3,274	1.56
大日本住友製薬株式会社	3,149	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,997	1.43

(注) 1. 当社は、自己株式34,560千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況（2020年3月31日現在）

2017年９月21日開催の取締役会決議に基づき発行した「２０２２年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」（額面総額300億円）に付された新株予約権の概要

新株予約権の内容	
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	当社普通株式（単元株式数100株） 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。 ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転換価額	2,299.4円。ただし、一定の条件のもと調整される(注)。
新株予約権の行使期間	2017年10月24日から2022年9月23日まで（行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

（注）2020年5月14日開催の取締役会において期末配当を1株につき21円とする剰余金配当案が承認可決され、2020年3月期の年間配当が1株につき41円と決定されたことに伴い、「２０２２年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の社債要領の転換価額調整条項に従い、当該転換価額を2,290.0円に調整いたしました。

(3) 会社役員の状況（2020年3月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡辺 秀一	株式会社メディセオ代表取締役会長
取締役副社長	長福 恭弘	医薬事業担当 兼 株式会社メディセオ代表取締役社長
専務取締役	依田 俊英	ＩＲ担当 兼 事業開発本部長 兼 事業開発本部事業投資部長 兼 株式会社メディセオ取締役 兼 JCRファーマ株式会社社外取締役 兼 JCR USA, Inc.取締役
常務取締役	左近 祐史	管理本部長 兼 ＣＳＲ委員会委員長 兼 株式会社MMコーポレーション取締役 兼 株式会社アステック取締役 兼 薬樹ＨＤ株式会社取締役
取締役	長谷川 卓郎	事業企画担当 兼 株式会社エバルス代表取締役社長
取締役	渡辺 紳二郎	システム本部長 兼 株式会社アトル代表取締役社長
取締役	糟谷 誠一	株式会社ＰＡＬＴＡＣ代表取締役社長 兼 ＣＯＯ
社外取締役	加々美 光子	加々美法律事務所 弁護士 兼 相鉄ホールディングス株式会社社外取締役
社外取締役	浅野 敏雄	旭化成株式会社常任相談役 兼 株式会社ダイセル社外取締役 兼 東京センチュリー株式会社社外取締役
社外取締役	昌子 久仁子	株式会社ニチレイ社外取締役 兼 ＤＩＣ株式会社社外取締役 兼 神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科教授
常勤監査役	平澤 利夫	株式会社メディセオ監査役 兼 ＭＰアグロ株式会社監査役 兼 メディパルフーズ株式会社監査役
常勤監査役	神田 茂	株式会社メディセオ監査役
社外監査役	北川 哲雄	青山学院大学名誉教授 兼 首都大学東京経営学研究科特任教授 兼 三菱ＵＦＪ信託銀行社外取締役（監査等委員）
社外監査役	豊田 友康	ノーベルファーマ株式会社監査役 兼 株式会社ケイ・エフ・プランニング顧問
社外監査役	佐貫 葉子	ＮＳ綜合法律事務所所長 兼 株式会社りそなホールディングス社外取締役監査委員長

（注）1. 社外取締役加々美光子氏、浅野敏雄氏及び昌子久仁子氏並びに社外監査役北川哲雄氏、豊田友康氏及び佐貫葉子氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として指定し届け出ております。
2. 常勤監査役平澤利夫氏は、当社の財務経理部門に長年在籍し、決算手続並びに財務諸表の作成等に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外監査役北川哲雄氏は、事業会社の財務経理部門及び金融業界での勤務経験、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授としてファイナンシャル・レポーティング等の科目についての教鞭をとられていたご経験のほか、現在、証券アナリスト試験委員会委員（財務分析担当）も務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 社外監査役豊田友康氏の兼職先であるノーベルファーマ株式会社は、当社の関連会社であり、当社グループとの間で、医薬品等の仕入等に関する取引があります。
6. 社外取締役及び社外監査役のその他の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。
7. 社外監査役北川哲雄氏の兼職先である首都大学東京は、2020年４月１日付で、東京都立大学に名称を変更しております。
8. 社外監査役佐貫葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。
9. 社外監査役佐貫葉子氏は、2020年６月19日付で株式会社りそなホールディングス社外取締役監査委員長を退任予定です。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	対象となる役員の員数（名）	報酬等の総額（百万円）
取　　締　　役 （うち社外取締役）	11 (3)	301 (39)
監　　査　　役 （うち社外監査役）	7 (4)	81 (32)
合　　計	18	382

（注）1. 上記には、2019年6月26日開催の第110回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第97回定時株主総会において年額900百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第97回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。

③　社外役員の当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役　加々美　光　子	当事業年度中に開催された取締役会13回全てに出席し（出席率100％）、弁護士業務を通じて培われた豊富な経験及び企業法務の専門的な知識をもとに発言を行っております。
取締役　浅　野　敏　雄	当事業年度中に開催された取締役会13回全てに出席し（出席率100％）、会社の経営に関与された豊富な経験と幅広い見識をもとに発言を行っております。
取締役　昌　子　久仁子	当事業年度中に開催された取締役会13回全てに出席し（出席率100％）、薬事や臨床開発に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに発言を行っております。
監査役　北　川　哲　雄	当事業年度中に開催された取締役会13回全てに出席し（出席率100％）、また当事業年度中に開催された監査役会13回全てに出席し（出席率100％）、事業会社及び金融業界における豊富な実務経験及び経営のプロフェッショナルを育成する大学院教授としての専門的な知識をもとに幅広い見地からの発言を行っております。
監査役　豊　田　友　康	当事業年度中に開催された取締役会13回全てに出席し（出席率100％）、また当事業年度中に開催された監査役会13回全てに出席し（出席率100％）、会社の経営に関与された豊富な経験と幅広い見識をもとに発言を行っております。
監査役　佐　貫　葉　子	2019年６月26日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し（出席率100％）、また2019年６月26日以降に開催された監査役会10回全てに出席し（出席率100％）、弁護士実務を通じて培われた豊富な経験及び企業法務の専門的な知識等をもとに発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況（2020年3月31日現在）

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	82
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	300

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、財務経理部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けるほか、前事業年度の監査計画及び監査の遂行状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社定款の責任限定契約に関する規定に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

・会計監査人が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(5) 業務の適正を確保するための体制（2020年3月31日現在）

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての基本方針（内部統制システムの基本方針）を以下のとおり定めております。

① 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業展開の指標となる経営理念、経営方針を定めるほか、取締役会規則に定める経営上の重要事項については取締役会において決定する。更に、その他の重要会議において監査役の出席を求め、重要な決定についても日常的に監査役の監査を受ける。

また、グループ会社においても同様の体制を整備する。併せて、グループ会社に関する諸規程を制定し、重要事項の事前承認や報告を受けることにより、業務の適正を確保する。

この内部統制の整備・充実を図るため、必要に応じ適宜に見直し、改善を図る。また、その周知徹底によって経営の透明性と健全性を継続確保しながら、円滑な事業展開と収益確保を通じ、企業価値を最大限に高めていくことをめざす。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程、情報管理規程、個人情報保護管理規程等の社内規程により、保存及び管理（廃棄を含む）を適切に実施し、必要に応じて適宜に見直し等を行う。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制については、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行い、その周知徹底を図る。

当社グループにおいてリスクが現実化し、重大な影響が予測される場合は、予め任命された危機管理担当役員が主体的役割を担う。なお、反社会的勢力による経営活動への関与については、危機管理担当役員のもと、対応する部門を定め、一元的に管理することにより防止を徹底する。

また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応としては、各部門において、内部統制の維持・整備機能を担い、更に、そのモニタリングを実施するための権限を有した監査室を設け、グループ会社の内部監査部門との連携により、損失の危険を早期に発見することに努める。

④　当社及び子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織関係の諸規程において、取締役及び執行役員の業務分掌や職務権限を明確にするとともに、業務を担当する部門を定め、効率的で適正な意思決定を行い、業務を執行する。

また、取締役会において策定された当社グループの中期経営計画を踏まえて、年度の予算編成や事業計画を定め、更にグループ会社の進捗状況を検証することにより、効率的に業務を遂行する。

⑤　当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規程を整備し、従業員等に対し周知徹底を図るとともに、監査・モニタリング体制を整備することにより、業務の適正を確保する。

また、当社グループでは、公益通報に関する窓口を社内及び社外に設置し、グループ内部の問題を早期に発見することに努める。

⑥　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、医療と健康、美を支える流通企業として、取り扱う商品や情報を提供し続けることが社会的な責任であると認識し、阻害要因となるリスクを最小限にとどめ供給体制を維持するため、当社及びグループ会社が一体となって、上記①項から⑤項までの業務の適正を確保するための体制の構築、運用、整備に努める。

また、当社グループでは、統一的な監査基準のもとに監査を行い、併せて財務報告に係る内部統制についても同一方針をもって有効性評価を実施する。

併せて、当社グループの経営理念を実現し続けるため、定期的な研修やCSR委員会の活動を通して、従業員等に対して当社グループの社会的責任・法令遵守についての意識を啓発する。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役との充分な協議を行い、決定することとする。

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに決した場合には、当該補助使用人に関する人事は、監査役会の同意を必要とし、業務執行にかかわる役職との兼務はしないものとする。

また、当該補助使用人は、監査役の補助業務に専念することとし、会社は、当該補助使用人に対して指揮命令を行わないものとする。

⑧　当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

会社が決定する重要な事項は、監査役に報告することとし、更に、監査室が行う監査の結果、その他により会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく報告する。

また、グループ会社から報告を受けた重要な事項についても、都度報告をする。

このほか、当社及び社外に設置している公益通報に関する窓口への通報内容についても、定期的に報告する。

上記にかかわらず、当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項が生じた場合には、いつでも監査役に報告することができ、監査役は、いつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

また、監査役へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として人事上の制裁処分その他の不利な取扱いを行わないものとする。

更に、当社及びグループ会社の監査役は、定期的に連絡会議を開催し、相互に情報交換を行うものとする。

⑨　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査にかかる諸費用については、一定額の予算を確保するとともに、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、所要額を支払うものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

監査役から要請があった場合、監査室及び会計監査人は監査役との会合等により連携を図ること、また、会社の重要会議へ監査役が出席すること、更に、監査室及び管理部門は、監査役の補助を行うことなど、監査役の監査が実効的に行われる体制を確保する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要（2020年3月31日現在）

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の効率性の確保のための取組み

取締役会は、当事業年度中に13回開催し、法令等に定められた事項や経営上の重要事項について審議し、決定しております。取締役会では、議長である社長が率先して、他の取締役及び監査役との自由闊達で建設的な議論・意見交換に取り組んでおり、意思決定及び監督の実効性が確保されていると考えております。

② コンプライアンスに対する取組み

当社グループは、「コンプライアンスの徹底」を経営方針の一つに掲げ、社員教育、啓発活動を継続して行っております。

また、公益通報に関する窓口を社内及び社外に設置し、グループ内部の問題を早期に発見することに努めております。

③ リスク管理に対する取組み

当社グループは、リスク管理体制については、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行い、その周知徹底を図っております。

このほか、ＣＳＲ委員会、内部統制委員会を設置し、リスク発生の未然防止策を審議検討することにより、適切なリスクコントロールに取り組んでおります。

④ 監査役の監査の実効性の確保のための取組み

監査役は、取締役会、グループ社長会をはじめ、重要な社内会議に出席するほか、取締役、社内関係部門及び会計監査人との定期的な会合等を通じて意思疎通及び情報交換を図り、業務の執行状況を確認しており、監査の実効性が確保されていると考えております。

⑤ グループにおける業務の適正を確保するための取組み

当社のグループ会社は、当社と一体となって、内部統制システムを構築、運用、整備しており、グループ会社の重要事項については、当社に対し、事前協議や報告を行うことにより、業務の適正が確保されていると考えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の最重要課題のひとつと位置付けております。財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、利益配分につきましては、事業活動によって得られた利益に連動した株主の皆様への配分を基本方針としております。

内部留保資金につきましては、変化に適応する事業の深化と拡大を図るための改革を推進するなどの目的で有効に活用してまいります。また、自己株式の取得等につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

当期の期末配当金につきましては、当期の財務状況等を勘案の上、1株につき１円増額の21円とさせていただきました。すでに2019年12月３日に実施ずみの中間配当金1株につき20円と合わせまして、年間配当金は1株につき41円となります。

今後も、利益配分の基本的な考え方を堅持したうえで、2019年5月15日に発表した新たなビジョン**「２０２２メディパル中期ビジョン Change the 卸 Future － 未来への変革」**にもとづき、連結配当性向30％を目安として安定配当に努めてまいります。

当社は、今後も業績向上と株主価値の増大に努めてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,146,179**	**流動負債**	**945,600**
現金及び預金	207,545	支払手形及び買掛金	883,624
受取手形及び売掛金	689,143	1年内返済予定の長期借入金	3,558
有価証券	18,770	未払法人税等	13,006
商品及び製品	151,122	賞与引当金	8,501
未収入金	65,111	返品調整引当金	557
その他	14,945	その他	36,353
貸倒引当金	△460	**固定負債**	**91,254**
固定資産	**498,100**	転換社債型新株予約権付社債	30,378
有形固定資産	**265,576**	長期借入金	350
建物及び構築物	104,243	繰延税金負債	29,212
機械装置及び運搬具	26,088	再評価に係る繰延税金負債	999
土地	120,596	債務保証損失引当金	167
建設仮勘定	3,510	退職給付に係る負債	19,219
その他	11,137	その他	10,926
無形固定資産	**11,044**	**負債合計**	**1,036,854**
ソフトウエア	8,166	(純資産の部)	
その他	2,877	**株主資本**	**448,713**
投資その他の資産	**221,479**	**資本金**	**22,398**
投資有価証券	195,626	**資本剰余金**	**134,361**
長期貸付金	116	**利益剰余金**	**350,562**
繰延税金資産	5,160	**自己株式**	**△58,609**
退職給付に係る資産	4,331	**その他の包括利益累計額**	**51,605**
その他	17,259	**その他有価証券評価差額金**	**66,260**
貸倒引当金	△1,016	**繰延ヘッジ損益**	**4**
		土地再評価差額金	**△14,027**
		為替換算調整勘定	**245**
		退職給付に係る調整累計額	**△876**
		非支配株主持分	**107,105**
		純資産合計	**607,424**
資産合計	**1,644,279**	**負債純資産合計**	**1,644,279**

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**3,253,079**
売上原価		**3,016,382**
売上総利益		**236,696**
返品調整引当金戻入額	600	
返品調整引当金繰入額	557	△43
差引売上総利益		**236,739**
販売費及び一般管理費		**183,629**
営業利益		**53,109**
営業外収益		
受取利息	194	
受取配当金	2,594	
情報提供料収入	7,856	
不動産賃貸料	611	
持分法による投資利益	3,025	
その他	1,316	15,597
営業外費用		
支払利息	137	
不動産賃貸費用	269	
自己株式取得費用	110	
その他	169	687
経常利益		**68,020**
特別利益		
固定資産売却益	11,309	
その他	709	12,018
特別損失		
固定資産除売却損	2,396	
減損損失	886	
投資有価証券評価損	950	
その他	269	4,502
税金等調整前当期純利益		**75,536**
法人税、住民税及び事業税	23,170	
法人税等調整額	1,136	24,306
当期純利益		**51,229**
非支配株主に帰属する当期純利益		13,260
親会社株主に帰属する当期純利益		**37,968**

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	22,398	134,362	321,242	△30,469	447,533
当期変動額					
剰余金の配当			△8,648		△8,648
親会社株主に帰属する当期純利益			37,968		37,968
自己株式の取得				△28,140	△28,140
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	29,319	△28,140	1,179
当期末残高	22,398	134,361	350,562	△58,609	448,713

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	63,408	2	△14,027	418	△455	49,346	95,968	592,848
当期変動額								
剰余金の配当								△8,648
親会社株主に帰属する当期純利益								37,968
自己株式の取得								△28,140
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,852	1	－	△172	△421	2,259	11,137	13,396
当期変動額合計	2,852	1	－	△172	△421	2,259	11,137	14,576
当期末残高	66,260	4	△14,027	245	△876	51,605	107,105	607,424

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**64,382**	**流動負債**	**2,108**
現金及び預金	31,708	買掛金	471
売掛金	779	リース債務	16
有価証券	18,770	未払金	1,057
未収入金	1,393	未払消費税等	76
未収還付法人税等	10,797	賞与引当金	178
その他	2,561	その他	308
貸倒引当金	△1,627	**固定負債**	**54,422**
固定資産	**304,123**	転換社債型新株予約権付社債	30,378
有形固定資産	**5,521**	リース債務	13
建物	1,445	繰延税金負債	23,818
土地	3,932	債務保証損失引当金	167
リース資産	27	その他	44
その他	115	**負債合計**	**56,531**
無形固定資産	**7,964**	(純資産の部)	
ソフトウエア	7,093	**株主資本**	**257,189**
その他	871	**資本金**	**22,398**
投資その他の資産	**290,636**	**資本剰余金**	**167,487**
投資有価証券	115,718	資本準備金	133,372
関係会社株式	168,328	その他資本剰余金	34,115
関係会社出資金	5,672	**利益剰余金**	**125,912**
その他	918	利益準備金	1,795
貸倒引当金	△0	その他利益剰余金	124,116
		繰越利益剰余金	124,116
		自己株式	**△58,609**
		評価・換算差額等	**54,784**
		その他有価証券評価差額金	**58,506**
		土地再評価差額金	**△3,722**
		純資産合計	**311,973**
資産合計	**368,505**	**負債純資産合計**	**368,505**

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収入		
事業投資収入	2,358	
経営管理料	9,673	
関係会社受取配当金	57,410	
不動産賃貸収入	405	69,847
営業費用		
事業投資原価	1,487	
不動産賃貸原価	162	
販売費及び一般管理費	11,130	12,779
営業利益		**57,068**
営業外収益		**3,099**
営業外費用		**216**
経常利益		**59,950**
特別利益		
投資有価証券売却益	388	388
特別損失		
固定資産除売却損	1,503	
投資有価証券評価損	759	2,263
税引前当期純利益		**58,076**
法人税、住民税及び事業税	882	
法人税等調整額	△501	380
当期純利益		**57,695**

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	22,398	133,372	34,115	167,487	1,795	75,069	76,865	△30,469	236,281
当期変動額									
剰余金の配当						△8,648	△8,648		△8,648
当期純利益						57,695	57,695		57,695
自己株式の取得								△28,140	△28,140
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	49,047	49,047	△28,140	20,907
当期末残高	22,398	133,372	34,115	167,487	1,795	124,116	125,912	△58,609	257,189

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	55,483	△3,722	51,761	288,043
当期変動額				
剰余金の配当				△8,648
当期純利益				57,695
自己株式の取得				△28,140
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,023	－	3,023	3,023
当期変動額合計	3,023	－	3,023	23,930
当期末残高	58,506	△3,722	54,784	311,973

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社メディパルホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　田　俊　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　塚　原　克　哲　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木　村　純　一　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社メディパルホールディングスの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディパルホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社メディパルホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西田俊之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　塚原克哲　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木村純一　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社メディパルホールディングスの2019年４月１日から2020年３月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社の完全子会社である株式会社メディセオは当事業年度において独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。監査役会といたしましては、当社グループにおける法令遵守の一層の徹底、内部統制の強化・充実に向けた取組みにつき確認してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社メディパルホールディングス 監査役会

常勤監査役　平　澤　利　夫　㊞

常勤監査役　神　田　　茂　㊞

社外監査役　北　川　哲　雄　㊞

社外監査役　豊　田　友　康　㊞

社外監査役　佐　貫　葉　子　㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

第111回定時株主総会会場ご案内図

会 場	**当社（株式会社メディパルホールディングス） 3階会議室** 東京都中央区八重洲二丁目7番15号　TEL.03-3517-5800

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

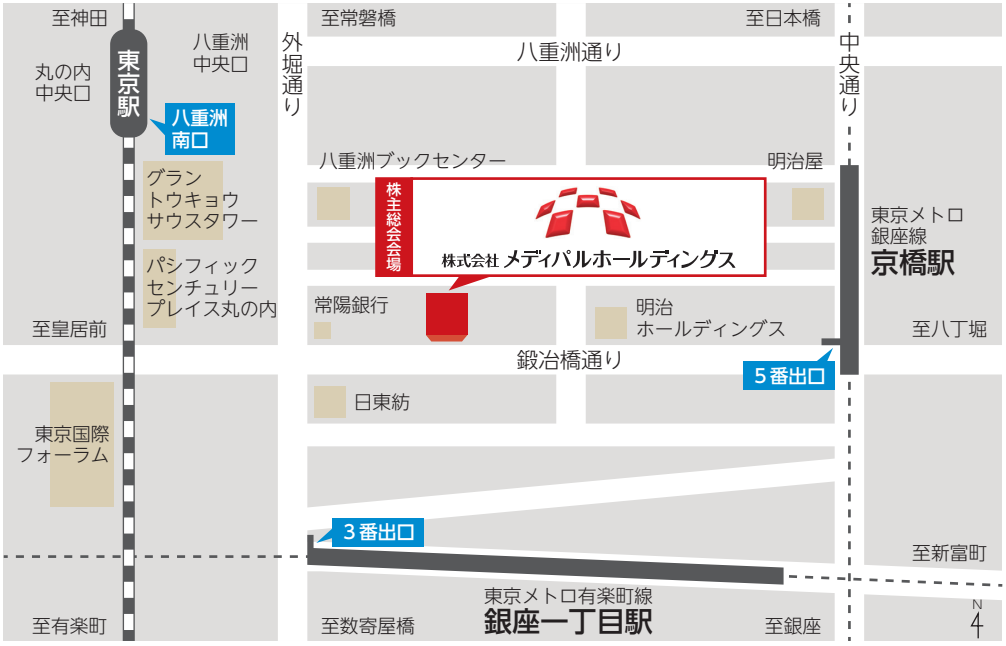

＜アクセス＞

ＪＲ　東京駅八重洲南口より　徒歩4分

東京メトロ銀座線　京橋駅5番出口より　徒歩2分

東京メトロ有楽町線　銀座一丁目駅3番出口より　徒歩3分

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
UD FONT